

令和8年5月20日発行 通巻282号 (発行/一般社団法人 西新井法人会)

西新井法人会報

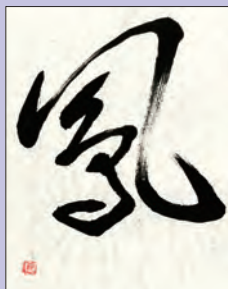
NISHIARAI HOJINKAI

2026
5
vol.282



表紙●あしかがフラワーパークの藤の花

巻頭コラム



小川 節子 書

目次

巻頭コラム「風」
「法人会活動を通じて」
厚生委員長 橋本 雅克…………… 2

納税6団体 新年賀詞交歓会…………… 3

令和7年度報告

令和7年度 事業概況報告書…………… 4
令和7年度 事業実施報告

令和7年度 貸借対照表…………… 5
令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年度 財務諸表に対する注記…………… 6
第50回通常総会のお知らせ

全国法人会総連合・東京法人会連合会
新年賀詞交歓会…………… 7

令和8年度 税制改正大綱…………… 8～9

第47回法人会一泊研修旅行…………… 10～13

厚生委員会
法人会福利厚生制度利用案内…………… 14

社会貢献委員会・青年部会・女性部会
「舎人公園 千本桜まつり」…………… 15

サービス事業委員会
会員サービス利用案内…………… 16

法人会一泊研修旅行 観光会社見積参加のお願い
…………… 17

部会・ブロック・支部

8ブロック26支部合同「税務研修会」…………… 18

舎人支部「親睦ゴルフ大会」…………… 19

源泉部会・青年部会・女性部会
「三部会合同研修会」…………… 20
源泉部会「研修会」…………… 20

西新井税務署からのお知らせ…………… 21

足立郡税事務所からのお知らせ…………… 22
法人会の無料法律相談…………… 22

警察だより…………… 23
消防署だより…………… 23

東京税理士会…………… 24

決算法人説明会・新設法人説明会…………… 25

催しものインフォメーション…………… 26
表紙のこぼし／編集後記…………… 26
税務無料相談室…………… 26

法人会活動を通じて



厚生委員長
橋本 雅克

私が法人会の活動に参加するようになってから、気がつけば三十年ほどの年月が経ちました。振り返ると、その始まりは青年部の海外研修でした。先輩経営者・若い経営者・後継者が集まって同じ目線で語り合い、共に学ぶ時間はとても新鮮で有意義に感じられ、法人会という組織の魅力に初めて強く感じた機会でもありました。私は約二十年間青年部会に在籍し、その期間中の研修や交流の場を通じて多くの仲間と出会い、経営者としての視野を広げることができました。日々の経営は時に孤独なものです。同じ立場の仲間と経験や考えを共有できることは大きな支えになります。青年部会での経験は、私にとって今でもかけがえない財産となっています。

青年部会を卒業してからは、加賀鹿浜支部長を務めさせていただき、地域の会員企業の皆様と関わる機会を多くいただきました。地域に根ざした企業が元気であることが、地域全体の活力につながるということを、支部活動を通して実感しました。法人会は、多様な会員企業同士がつながり、互いに支え合うことで地域社会に貢献していく大切な組織であると改めて感じています。

また、これまで税制委員会、研修委員会、厚生委員会などにも関わらせていただきました。「税」に関する理解を深めていただく活動や、経営に役立つ研修会、会員同士の交流を深める異業種交流会など、法人会

の活動は非常に幅広いものです。それぞれの委員会活動を通じて、多くの会員の皆様の協力と支えがあってこそ法人会が成り立っていることを実感してきました。

現在は厚生委員長を拝命し、会員皆様への福利厚生事業を主とした活動をさせていただいております。その事業の一つとしては、会員同士の異業種交流や親睦を深めていただくという大切な役割で、経営者同士が気軽に交流し、信頼関係を築いていただくことが法人会の大きな魅力の一つです。そうしたつながりが、結果として地域の経済や社会の発展にもつながっていくのではないかと考えています。

法人会の活動は、多くの方々の支えによって成り立っています。私自身が三十年にわたりこの活動を続けてこられたのも、たくさんの仲間との出会いと支えがあったからこそです。そのことに改めて感謝の気持ちを抱いています。これからも法人会の活動を通じて、会員同士のつながりを大切にしながら、地域社会の発展に少しでも貢献していきたいと思っています。そして次の世代へ、この活動の意義や魅力を伝えていくことも、私たちの大切な役割だと考えております。

法人会の活動が、これからも会員企業の発展と地域の活性化につながっていくことを願いながら、皆様と共に歩んでいきたいと思っています。



◀ 西新井法人会のホームページはこちらのQRコードからアクセス

納税六団体 令和8年 新年賀詞交歓会

日時: 令和8年1月28日(水)
会場: 門前清水屋

主催

東京税理士会 西新井支部
一般社団法人 西新井法人会

西新井納税貯蓄組合連合会
NPO 法人 西新井間税会

一般社団法人 西新井青色申告会
東京小売酒販組合 西新井支部



ご来賓の皆様



西新井税務署幹部の方々



ご挨拶する雨宮恒夫税務署長



ご挨拶する本多由紀子都税事務所長



ご挨拶する近藤区長



乾杯のご発声をする横瀬会長



令和7年度 事業概況報告書

令和7年4月13日から10月13日までの184日間、大阪・関西万博が開催されました。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、158カ国・地域のほか、国内企業や自治体がパビリオンを出展し、一般来場者数は2500万人に達しました。公式キャラクター「ミャクミャク」の関連グッズ販売も好調で運営収支は黒字となりました。

国政では、10月21日の臨時国会で、自民党の高市早苗総裁が第104代首相に指名され、史上初の女性首相に就任しました。公明党が連立を離脱し、日本維新の会との連立政権が樹立されました。各種世論調査によると、発足時の高市内閣の支持率は軒並み高水準を記録し、総裁選での選出後に発した「働いて×5回」発言は、新語・流行語大賞を受賞しました。

10月27日、日経平均株価は史上初めて5万円を突破し、金融緩和と積極財政を志向する高市政権への期待による、いわゆる「高市トレード」が追い風となり、令和7年に首都圏で発売された新築分譲マンション1戸当たりの平均価格は、初めて9000万円台に乗せて過去最高を更新しました。

一方、「米国第一主義」を掲げるトランプ米大統領は、貿易赤字の削減や製造業の活性化を狙い、ほぼ全ての貿易相手国に高率の「相互関税」を課す方針を公表。景気減速懸念や二転三転する政策によって金融市場は混乱し、世界経済にも影響が広がりました。日本への関税率は、日米交渉の結果、当初の24%から15%に引き下げられたものの、輸出産業を中心に先行きへの不透明感が残りました。

令和8年1月23日の衆院解散、2月8日の投開票を経て、2月18日には第2次高市内閣が発足しました。この選挙で、高市首相は「日本列島を、強く豊に」というスローガンを掲げ、公約についても「責任ある積極財政への転換」、「食料品に対する消費税0%(2年間限定)の検討」、「強い安全保障と外交」、「中堅・中小企業の成長支援」などを挙げた結果、自民党は総定数の3分の2を上回る316議席を獲得して圧勝しました。一つの政党が単独で3分の2以上の議席を確保するのは戦後初となりました。

また、同月には「2026年冬季オリンピック・パラリンピック」がミラノ・コルティナで開催され、日本は計52個のメダルを獲得し、多くの人々に感動を与えました。

こうした状況のもと、本会は「法人会の基本的指針」に則り、令和7年度事業計画の諸事業を達成するため、最善の努力を傾注して参りました。

組織拡大事業は「会員増強」を「仲間づくり」と改め、期間は通年と設定し、我々の良き仲間になっていただけるよう役員一丸となって、新たな企業の皆様を勧奨し続けております。研修事業では10月27日に、西新井税務署より兩宮恒夫署長を講師にお招きして「財務省と国税組織」と題した講演会を開催し、沢山の方にご参加を戴き盛況裡に催すことができました。社会貢献事業では、社会貢献委員会、青年部会、女性部会が共催で「舎人公園千本桜まつり」に参加し、土日の2日間税金クイズを大勢の方々を実施し、税に関する広報活動も行いました。研修・厚生事業では、3月8日(日)～9日(月)に第47回法人会研修会を実施し、福島県母畑温泉ホテル華の湯に120名の会員が集いました。

第49回通常総会の決議に基づく諸事業を計画通り遂行できましたことは、偏に税務当局の適切なるご指導と、会員各位の絶大なるご協力の賜と深く感謝申し上げる次第です。

当法人会といたしましては、今後更に時代環境の要請に適合した法人会のあり方と理念を模索して参りたいと存じます。

令和7年度 事業実施報告

会報発行状況について					行事回数及び参加人員数			
第278号	ページ	令和7年	5月20日	5,500冊	理事会	4回	延	179名
第279号	ページ	令和7年	9月5日	5,500冊	委員会	68回	延	1,121名
第280号	ページ	令和7年	11月5日	5,500冊	源泉部会	25回	延	296名
第281号	ページ	令和8年	1月13日	3,600冊(カラー)	青年部会	20回	延	302名
合計				20,100冊	女性部会	24回	延	269名
税務無料相談室の利用状況					新設・決算法人説明会	9回	延	102名
西新井税務経理指導所との契約相談件数				13件	全法連	7回	延	22名
会員異動に関する事項					東法連	19回	延	25名
令和7年4月1日				5,181社	六団体長会、税務連絡協議会	16回	延	80名
入会				91社	その他会議、研修会等	18回	延	3,960名
退会				1,646社	ブロック会	39回	延	575名
純増				△1,555社	支部会	193回	延	2,068名
令和8年3月31日現在				3,626社	合計	442回	延	8,999名

令和7年度 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部				II 負債の部			
1. 流動資産				1. 流動負債			
現金預金	25,564,837	26,056,889	△492,052	未払金	1,818,073	2,006,192	△188,119
前払金	12,160	12,160	0	預り金	1,332,061	1,197,293	134,768
仮払金	73,222	0	73,222	未払法人税等	197,800	206,200	△8,400
流動資産合計	25,650,219	26,069,049	△418,830	流動負債合計	3,347,934	3,409,685	△61,751
2. 固定資産				2. 固定負債			
(1) 基本財産				長期借入金	10,930,551	17,375,082	△6,444,531
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	仮受金	70,000	70,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0	固定負債合計	11,000,551	17,445,082	△6,444,531
(2) 特定資産				負債合計	14,348,485	20,854,767	△6,506,282
什器備品購入積立預金	9,000,000	9,000,000	0				
建物減価償却引当預金	13,721,907	17,526,351	△3,804,444	III 正味財産の部			
特定資産合計	22,721,907	26,526,351	△3,804,444	1. 基金			
(3) その他固定資産				基金	0	0	0
建物	32,596,053	36,507,677	△3,911,624	2. 指定正味財産			
建物付属設備	3,538,441	4,088,837	△550,396	指定正味財産合計	0	0	0
構築物	1	1	0	3. 一般正味財産			
什器備品	39,325	58,986	△19,661	(1) 代替基金	0	0	0
土地	245,141,299	245,141,299	0	(2) その他一般正味財産	320,609,251	322,807,924	△2,198,673
電話加入権	240,491	240,491	0	一般正味財産合計	320,609,251	322,807,924	△2,198,673
出資金	30,000	30,000	0	(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
その他固定資産合計	281,585,610	286,067,291	△4,481,681	(うち特定資産への充当額)	22,721,907	26,526,351	△3,804,444
固定資産合計	309,307,517	317,593,642	△8,286,125	正味財産合計	320,609,251	322,807,924	△2,198,673
資産合計	334,957,736	343,662,691	△8,704,955	負債及び正味財産合計	334,957,736	343,662,691	△8,704,955

令和7年度 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				賃借料	1,589,424	1,595,246	△5,822
1. 経常増減の部				保険料	796,492	866,132	△69,640
(1) 経常収益				諸謝金	670,750	441,500	229,250
基本財産運用益	13,750	100	13,650	租税公課	2,193,539	2,113,496	80,043
基本財産受取利息	13,750	100	13,650	租税公課2	997,400	1,102,700	△105,300
受取会費	48,311,500	48,987,562	△676,062	諸会費	348,500	338,500	10,000
一般受取会費	46,707,500	47,391,562	△684,062	支払利息	187,836	229,901	△42,065
部会受取会費	1,604,000	1,596,000	8,000	委託費	1,345,154	1,306,210	38,944
事業収益	25,622,174	21,420,186	4,201,988	広告宣伝費	296,560	411,560	△115,000
研修事業収益	16,306,985	12,227,610	4,079,375	渉外費	829,498	825,980	3,518
広告事業収益	1,386,000	1,168,000	218,000	慶弔費	352,763	596,824	△244,061
東京都中小企業共済手数料収益	737,291	786,217	△48,926	表彰費	1,213,212	904,760	308,452
厚生事業委託収益	939,711	1,051,430	△111,719	リース料	1,840,960	1,760,440	80,520
会館賃貸収益	2,981,000	3,068,000	△87,000	新聞図書費	106,800	106,800	0
複写機事業取扱手数料収益	757,676	781,964	△24,288	支払手数料	1,466,164	1,298,311	167,853
特別団体保険収益	294,094	354,305	△60,211	顧問料	990,000	990,000	0
通信回線代行収益	121,440	125,620	△4,180	雑費	125,549	37,335	88,214
ETC取扱手数料	1,876,000	1,779,600	96,400	経常費用計	101,132,363	97,935,982	3,196,381
スーツ取扱収益	221,977	77,440	144,537	評価損益等調整前当期経常増減額	△2,000,873	△2,023,436	22,563
受取補助金等	17,187,273	18,104,715	△917,442	評価損益等計	0	0	0
受取全法連助成金	16,005,300	17,169,400	△1,164,100	当期経常増減額	△2,000,873	△2,023,436	22,563
受取東法連助成金	1,181,973	935,315	246,658	2. 経常外増減の部			
受取負担金	5,379,342	4,773,407	605,935	(1) 経常外収益			
受取負担金	5,379,342	4,773,407	605,935	経常外収益計	0	0	0
業務委託収益	500,000	450,000	50,000	(2) 経常外費用			
業務委託収益	500,000	450,000	50,000	経常外費用計	0	0	0
雑収益	2,117,451	2,176,576	△59,125	当期経常外増減額	0	0	0
受取利息	85,205	12,522	72,683	税引前当期一般正味財産増減額	△2,000,873	△2,023,436	22,563
雑収益	1,804,100	1,934,272	△130,172	法人税、住民税及び事業税	197,800	206,200	△8,400
損保協力謝金	228,146	229,782	△1,636	当期一般正味財産増減額	△2,198,673	△2,229,636	30,963
経常収益計	99,131,490	95,912,546	3,218,944	一般正味財産期首残高	322,807,924	325,037,560	△2,229,636
(2) 経常費用				一般正味財産期末残高	320,609,251	322,807,924	△2,198,673
事業費	101,132,363	97,935,982	3,196,381	II 指定正味財産増減の部			
給料手当	26,159,100	26,065,604	93,496	受取補助金等	16,005,300	17,169,400	△1,164,100
福利厚生費	6,831,891	7,062,611	△230,720	受取全法連助成金	16,005,300	17,169,400	△1,164,100
会議費	22,400,135	22,694,261	△294,126	一般正味財産への振替額	△16,005,300	△17,169,400	1,164,100
研修費	351,570	296,100	55,470	一般正味財産への振替額	△16,005,300	△17,169,400	1,164,100
旅費交通費	11,579,884	9,647,037	1,932,847	当期指定正味財産増減額	0	0	0
旅費交通費共通	879,596	932,406	△52,810	指定正味財産期首残高	0	0	0
通信運搬費	499,035	360,712	138,323	指定正味財産期末残高	0	0	0
共通通信運搬費	1,850,962	1,338,650	512,312	III 基金増減の部			
減価償却費	4,481,681	4,499,523	△17,842	当期基金増減額	0	0	0
消耗品費	1,958,287	1,651,867	306,420	基金期首残高	0	0	0
修繕費	3,163,170	2,974,963	188,207	基金期末残高	0	0	0
印刷製本費	4,002,256	3,781,247	221,009	IV 正味財産期末残高	320,609,251	322,807,924	△2,198,673
水道光熱費	1,624,195	1,705,306	△81,111				

令和7年度 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
建物、建物付属設備、ソフトウェアについては定額法、その他の減価償却資産については定率法により償却している。
- (2) 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
什器備品購入積立預金	9,000,000	0	0	9,000,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	3,804,444	13,721,907
小計	26,526,351	0	3,804,444	22,721,907
合計	31,526,351	0	3,804,444	27,721,907

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。
(単位：円)

科目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
小計	5,000,000	0	(5,000,000)	0
特定資産				
什器備品購入積立預金	9,000,000	0	(9,000,000)	0
建物減価償却引当預金	13,721,907	0	(13,721,907)	0
小計	22,721,907	0	(22,721,907)	0
合計	27,721,907	0	(27,721,907)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	118,415,054	85,819,001	32,596,053
建物付属設備	11,243,058	7,704,617	3,538,441
構築物	200,000	199,999	1
什器備品	4,068,682	4,029,357	39,325
合計	133,926,794	97,752,974	36,173,820

附属明細書

基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

第50回 通常総会のお知らせ

すがすがしい風がそよぎ、若葉輝く季節となりましたが、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当法人会の運営につき格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記により第50回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、会員の皆様には、既に別途往復はがきにてご案内をさせていただきました。

出欠席に関わらず、必ずご返信ください。(4月23日郵便にて発送済)

尚、ご欠席の場合は、委任状にご捺印の上、ご返送ください。

記

日程 令和8年5月29日(金)

場所 足立区栗原三丁目10番16号(税務署裏) 西新井法人会館2階ホール

内容 第1部 仲間づくり表彰式 午後3時30分～4時00分

第2部 第50回通常総会 午後4時00分～5時30分

※ご出席を検討されている会員の皆様には、健康状態に留意いただき、無理をなされませぬようお願い致します。

※議案内容等詳細については、4月23日発送のはがきをご確認願います。

全国法人会総連合・東京法人会連合会 令和8年 新年賀詞交歓会

日時: 令和8年1月21日(水)
会場: 帝国ホテル



講演する星浩氏



全国法人会総連合・東京法人会連合会主催による令和8年新年賀詞交歓会に、横瀬会長・渡邊副会長・松崎副会長・小泉副会長・土屋事務局長・高梨次長の6名で参加させていただきました。

第一部の「新春記念講演」では、テレビでお馴染みの星浩氏(元朝日新聞社 特別編集委員)により、「日米中関係と日本の政治」を演題にして、トランプ関税や高市総理の台湾有事発言について、そして衆議院解散目前に迫り政界の動き等、興味深い話をしていただき、あっという間に講演の時間が過ぎ去りました。

第二部の「叙勲・納税表彰 受章祝典」では、ご来賓に

財務副大臣・国税局課税部長をお迎えする中、叙勲受章者14名・財務大臣納税表彰者17名・国税庁長官納税表彰者34名が紹介され記念品の贈呈がされました。当会の安江前会長も国税庁長官納税表彰を受章されていたのですが、所用により欠席されたため一緒にお祝いできなかったのが残念でした。

第三部の「新年賀詞交歓会」では、小池都知事にもご臨席たまわり盛大に挙行され、会場では改めて「法人会」という組織の規模の大きさに圧倒されながらも、帝国ホテルの料理とお酒を堪能させていただきました。

(サービス事業担当副会長 小泉 公男)

WORLD BUS

一般貸切旅客自動車運送業・特定旅客自動車運送事業・国内旅行業

マイクロバス・中型バス・大型バス・リフト付き車両まで

ワールドバスではいろいろな場面でご利用いただける各種車両をご用意しております。人数・目的・用途に合わせてお気軽にお問い合わせください。

送迎バスから団体旅行までお任せください!

お客様に愛される乗務員、また利用したいと思われるバス会社をスローガンに、安全・安心・信頼をいただけるよう日々努力しております。



高いレベルの安全確保へ取り組みを継続



貸切バス事業者安全性評価認定
「三つ星」を取得

ワールド自興株式会社 WJD

〒123-0862 東京都足立区皿沼 1-13-3

TEL.03-3897-1431

FAX.03-3897-2550

<https://www.worldbus.co.jp>

詳しくはワールド観光バスで検索してください

ワールド観光バス 🔍 検索



令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業者を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せず終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- 被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- 不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

第47回
一泊研修会・親睦会

福島県・磐梯熱海温泉の旅



3月8日(日)

令和8年3月8日(日)～9日(月)

足立区内各地

首都高・東北道

羽生SA

上河内SA



7:30集合
8:00出発

(合流・出発式)
9:00～9:30

(休憩)
10:30～10:45

那須IC

お菓子の城 那須ハートランド

安積PA

(昼食・買物)
11:30～13:00



(休憩)
13:50～14:05

世界のガラス館・猪苗代地ビール館・
野口英世記念館



(買物・見学)
14:10～15:10



ホテル華の湯

15:40



大懇親会

18:00～



3月9日(月)

ホテル華の湯

8:45出発



磐梯熱海IC

阿武隈高原SA

常磐道

(休憩)

9:25～9:40

いわき湯本柏屋

(買物)

10:30～11:00



いわき市石炭・石化館ほるる

(見学)

11:15～12:00



いわき・ら・ら・ミュウ

(昼食・買物・解散式)

12:30～14:30



いわき勿来IC

友部SA

(休憩)

15:30～15:45

守谷SA

(休憩)

16:30～16:45

足立区内各地

(解散)

18:00



出発式の様子



ワールド観光バスの皆様安全運行ありがとうございました



1号車

舎人支部 入谷支部
西新井第二支部
加賀鹿浜支部
谷在家皿沼支部
堀之内・椿・江北支部



2号車

島根栗原支部
江北支部 扇支部
新田支部 宮城支部



3号車

古千谷伊興支部
伊興第一支部
伊興第二支部
本木支部 関原支部



5号車

西新井第一支部
栗原栄町支部
梅島支部
梅田第二支部





カラオケ大会



横瀬会長を囲んで鏡割り



厚生正副委員長の皆様



1号車 舎人支部
本多 光子様
津軽の花



2号車 島根栗原支部
名取 鉄朗様
世界に一つだけの花



2号車 島根栗原支部
高塩 博幸様
長い夜



3号車 古千谷伊興支部支部
畝 邦弘様
さざんかの宿



3号車 関原支部
川俣 明幹様
大空と大地の中で



5号車 梅田第二支部
宮下 晃様
哀愁列車



5号車 梅田第二支部
佐藤 泰子様
天城越え



2号車 扇支部
小宮山 輝治様
星降街角



2号車 扇支部
齊藤 実様
チャンチキおけさ



3号車 関原支部
浅井 寛子様
四つのお願い

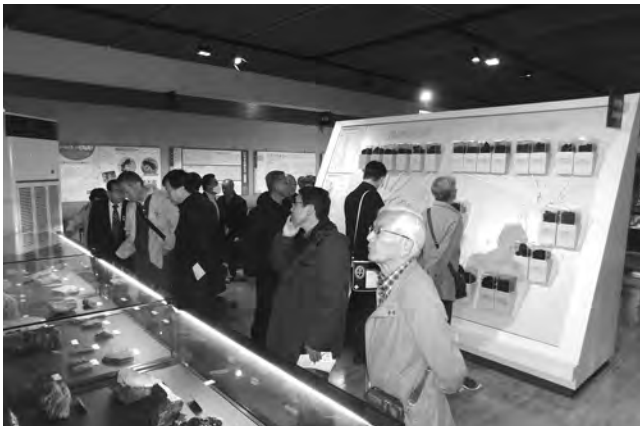


会長
横瀬 幸弘様
雨上がりの夜空に



顧問
堀口 宗弘様
九頭竜川

旅行の思い出



厚生委員会

法人会の福利厚生制度のご利用を!

「経営者大型総合保障制度」「ビジネスガード」「がん・医療保険」「ビジネスマッチング」



厚生委員会
委員長 橋本 雅克

会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より法人会活動につきましては、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、西新井法人会では福利厚生制度として、保険受託会社である大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱、アフラック、アメリカン・エクスプレスの制度商品をおすすめしております。

大同生命保険㈱及びAIG損害保険㈱の「経営者大型総合保障制度」や「ビジネスガード」は多くの企業に防衛

対策、資金の準備対策等として活用されており、またアフラックの「がん・医療保険」は幅広いがん治療に対応しています。またアメリカン・エクスプレスは、法人会の新たな会員サービスである「ビジネス・マッチング」を主に、ビジネス・カード導入サポートや、クレジットカード納税サポートのご紹介をさせていただいております。

多くの会員企業の皆様にご理解いただくために大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱、アフラック、アメリカン・エクスプレスの各推進員が訪問させていただくと思いますが、その際はご協力の程お願い申し上げます。

(厚生委員会 委員長 橋本 雅克)

大同生命



立松 冬蘭



阿達 里美



松本 洋子



大谷 雅彦



関根 ゆうき



鈴木 理江



大谷 彩佳



川上 静香



齋藤 優実



菱木 恵梨香

A I G



福嶋 千浩



平岡 達也



市丸 敏也



望月 久功



福田 知則

アフラック



清水 浩司



島崎 昇久



柳口 憲太

アメリカン・エクスプレス



水田 喜明



松崎 拓摩

社会貢献委員会
青年部会
女性部会
西新井間税会

舎人公園 千本桜まつり

日時：令和8年3月28日(土)
29日(日)

会場：舎人公園



1日目



2日目

本年の舎人公園千本桜まつりは、令和8年3月28日(土)・29日(日)の2日間にわたり開催され、西新井法人会の社会貢献委員会・青年部会・女性部会に加え、西新井間税会との合同共催にて参加いたしました。

初日は雨予報ではありましたが、両日とも天候に恵まれ、半袖の来場者も見られるほどの陽気の中、満開の桜とともに多くの方で賑わいました。

毎年恒例の「税金クイズ」も大変好評で、初日から多くの方にご参加いただき、用意した問題用紙は翌日の分まで配布したにもかかわらず、午後の早

い時間帯に配布終了となりました。2日目も午前中には配布終了となるなど、その人気ぶりを実感するとともに、租税教育の一助となったことを嬉しく感じております。

ご参加いただいた皆様へ感謝申し上げますとともに、今後も楽しみながら学べる活動を続けてまいります。

また、2日間にわたり西新井税務署より両宮署長、久永副署長、黒澤統括、田中審理上席にはご参加、ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

(青年部 部会長 鈴島 健司)

サービス事業委員会

会員向けサービス事業のご案内



サービス事業委員会
委員長 野口 松一郎

サービス事業委員会では、会員向けサービス事業として、会員企業様の様々な要望に応えられる各種事業を行っております。

今回、以下に各社の推進員紹介もさせていただきます。

支部役員会、税務研修会等を含め、会員の皆様と接する機会が増えると思います。会員企業のためのサービス事業ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。

(サービス事業委員会 委員長 野口 松一郎)

複写機等、OA機器の導入サポート

リステージ株式会社



田中 健一



坂田 陽光



西玉 靖



上野 勇一郎



齋藤 稜太

オーダースーツ 特別価格ご優待

エフワン株式会社



坂入 晴紀

総合火災共済 生命傷害共済 自動車総合共済 団体介護保険

東京都火災共済協同組合



小島 暁史



十亀 亮

高速利用料金最適化サポート 法人会推奨 ETCカード発行サービス

ETC最適化窓口 サポートセンター



田中 真

医療保険 死亡保険等

メットライフ生命保険株式会社



北村 晋次



田妻 俊也



森田 徹



竹内 雅也



西田 哲也



亀山 幸輝



宮武 正知

わかばケアセンター
WAKABA
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の安心サポート体制

■事業所一覧

- デイサービスわかば
- わかばケアセンター-五反野
- わかばケアセンター-大谷田
- わかばケアセンター-六町
- わかばケアセンター-扇
- わかばケアセンター-竹の塚
- わかばケアセンター-綾瀬
- わかばケアセンター-西新井
- わかばケアセンター-伊興

介護に関する悩みなど、お気軽にご相談ください。

わかばケアセンター
www.wakaba-care.co.jp
TEL 03-5809-6202

さくら観光バス株式会社
東京営業所

～記憶に残る旅のお手伝い～

大型観光バス 8台保有

- 36席 × 1台 夜行移動に最適!!
- 40席 × 4台 少し余裕を持った座席間隔
- 45席 × 3台 サロン席ならやっぱりこれ!!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831
東京都足立区舎人1-21-15
TEL: 03-5647-6139
FAX: 03-5647-6539
E-mail: info-t@sakura-kankou.jp



一般社団法人西新井法人会主催

第49回法人会一泊研修会・親睦会 《観光会社》見積り参加のお願い

西新井法人会では、下記により、令和9年度に実施する「第49回法人会一泊研修会・親睦会」の見積りを募集します。会員企業の中には、多数の観光業の方々が活躍されていると存じますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 程 令和10年3月12日（日）・13日（月）一泊2日四食
2. 参加者数 200名（但し、当会責任人数ではありません）
3. 価 格 45,000円以内／名（親睦会費用及び消費税を含む）
4. 提出期限 令和8年7月31日（金）17時00分迄に必着
※必ず封緘の上、朱書きにて「第49回法人会一泊研修会・見積書在中」と明記してください。
※封緘していない場合や朱書きにて明記が無い場合は、受領しませんのでご注意ください。
5. 提案数 1社2企画（目的地別）まで
※「1日目及び2日目の行程表」及び「見積書」必須。
※必ず親睦会会場として、200名が一堂に会せる洋宴会場（コンベンションホール）を使用します。
6. 提出部数 企画ごとに2部
7. 参加資格 (イ) 添乗員必須（1～3名程度）。
(ロ) 西新井法人会会員で、5年以上の在籍会員に限る。
(ハ) 税金および、法人会会費の滞納が無いこと。
(ニ) バス会社については1社のみにしてください。
(ホ) 分宿不可。また、バス1台の収容人数として35名を上限とする。
(ヘ) その他、法人会が必要と認めたもの。

最近12年間の歴訪地

第36回 静岡県伊東温泉	第40回 愛知県三谷温泉	第44回 コロナ禍にて実施せず
第37回 栃木県鬼怒川温泉	第41回 福島県母畑温泉	第45回 福島県母畑温泉
第38回 福島県磐梯熱海温泉	第42回 コロナ禍にて実施せず	第46回 長野県白樺リゾート
第39回 群馬県磯部温泉	第43回 コロナ禍にて実施せず	第47回 福島県磐梯熱海温泉

8ブロック26支部合同 税務研修会

日時:令和8年2月20日(金)

会場:西新井法人会館



8ブロック26支部合同研修会が2月20日(金)午後4時より、西新井法人会館2Fホールにて開催されました。

当日は約140名の会員や新入会員が参加し、会場の椅子がほぼ埋まるほどの盛況ぶりで、研修会への関心の高さがうかがえました。

第一部の研修会では、西新井税務署の黒澤第一統括官を講師にお迎えし、スマートフォンを使って源泉所得税のe-Tax体験ページを実際に操作しながら学ぶ、実践的な研修が行われました。参加者にとっては、身近なスマートフォンを活用しながら税の手続きを体験でき、実演の部分では税務署の職員の方が会場にて操作のお手伝いいただき、大変わかりやすく有意義な内容となりました。

また講演の中では、愛知県の三河弁の紹介や、税

務署で使われているさまざまな用語についてのお話もありました。特に、「マルサ」など知っているつもりでも詳しく知らない言葉の解説には、参加者も興味深く聞き入り、会場は笑いのある和やかな雰囲気になりました。

第二部懇親会では、ゲーム大会が行われ、景品として素敵な自転車が5台用意されたほか、そのほかにも多数の景品が並び、会場は大いに盛り上がりました。昨年に続き私が所属する第3ブロックが3台も自転車が当たりました。

最後に、本研修会の開催にあたりご尽力いただきましたブロック長をはじめ、ご協力いただいた皆様、また景品をご提供くださいました皆様に心より御礼申し上げます。

(第3組織委員長 岩田 幹生)

舎人支部

親睦ゴルフ大会

日時: 令和7年12月2日(火)
 会場: 栃木県アゼリアヒルズ
 カントリークラブ



令和7年12月2日(火)栃木県アゼリアヒルズカントリークラブにて舎人支部会員交流親睦ゴルフ大会を開催しました。

当日は晴天で風もなく絶好のゴルフ日和となり、会員及び会員関係者を含めた総勢32名にご参加いただき、楽しい会員交流親睦ゴルフ大会となりました。

支部長から開催の挨拶とルール説明後、アウトコース4組、インコース4組に分かれ和気あいあいとプレーすることが出来ました。

プレー終了後はゴルフ場にて懇親会をおこない、その中でドラコン、ニアピン、成績発表おこない会員皆様との交流も出来ました。

参加者全員、怪我もなく、親睦もさらに深まり、来年も会員交流親睦ゴルフ大会を開催するとを約束し閉会しました。

開催にあたりご準備していただいた役員の皆さま及び、関係各位にお礼と感謝を申し上げます。

(舎人支部 厚生委員 本田 貴博)

法人会の



1日人間ドック型式 生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
 発送いたしますので参照下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部
 東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18
 TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方!

マル経融資 (小規模事業者) 経営改善資金



マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
 推薦する無担保・保証人不要の公的融資制度です。
 詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
 ※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。

お問い合わせ 東京商工会議所足立支部
 ☎ 3881-9200

区民葬・互助会葬より 低価格! テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!! 1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。



西新井会館



日本典礼 イメージキャラクター 浅香光代 先生

株式会社 日本典礼

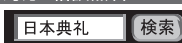
西新井会館へのご案内

- お車
 - 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 - 首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
 - 舎人ライナー西新井大師西駅 西口より徒歩2分
 - 東武伊勢崎線西新井駅西口より東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き 東武バス 鹿浜都市農業公園行き 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

☎ 0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。



源泉部会
青年部会
女性部会

三部会合同研修会

日時: 令和8年2月27日(金)
会場: 西新井法人会館



ご講演していただいた
久永結香副署長

令和8年2月27日、西新井法人会館において三部会合同研修会が開催されました。

西新井税務署副署長久永結香様をお迎えし「ご案内します『国税』の世界へ」という夢のある不思議世界探検が始まりそうなテーマでご講演をいただきました。

梶女性部会長、小林源泉部会長の挨拶の後、久永副署長の31年間のご経歴を通しての国税庁の様々な仕事の紹介や人事制度についての興味深いお話があり、日本酒のGI制度など意外な物も税務署の管轄である事も知りました。

最後には会社説明会の様になり就活生の気分も味わう事が出来ました。

堀口青年副部会長の閉会のお言葉の後、Cホールに移動し松崎源泉担当副会長の乾杯のご発声で懇親会が始まりました。

久永副署長を囲み源泉部会・青年部会・女性部会の皆様が和やかに談笑する様は今後の法人会の益々の活躍が期待される研修会となりました。

(源泉部会 監査担当幹事 小泉 文乃)

源泉部会

研修会

日時: 令和8年2月6日(金)
会場: 西新井法人会館



源泉部会研修会が令和8年2月6日、西新井法人会館にて開催されました。

私、齋藤が司会を務めさせていただき、小林源泉部会長より開会の言葉を頂戴して研修会が始まりました。今回の研修会は2部構成で、西新井税務署の田中法人審理上席には「令和7年度税制改正について(グローバル・ミニマム課税)」、黒澤法人課税第一統括官には「外国人労働者の給与にかかる源泉所得税について」をご講演いただきました。

年々外国人労働者が増加している状況下で、限られた時間内でのお話は私には幾分難しい内容でしたが、大変勉強になる内容となっていました。

研修会後には部会100%出席表彰が行われ、小林源泉部会長より8名の方が表彰され、最後は跡部源泉副部会長の閉会の言葉により閉会いたしました。

皆様、お忙しい中のご出席、またご協力の程ありがとうございました。

(源泉部会 幹事 齋藤 稜太)



インボイス制度に関する令和8年度税制改正について

① 2割特例は個人事業者のみ
適用可能な3割特例に

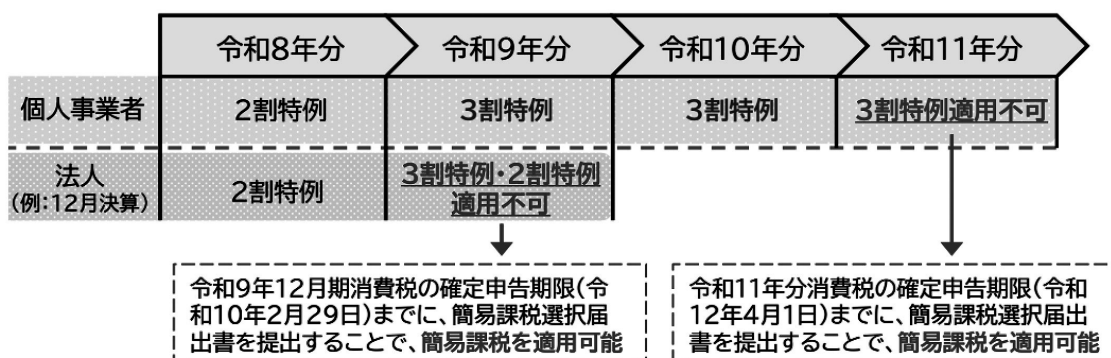
② 8割控除は
7・5・3割控除に

1 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされました。

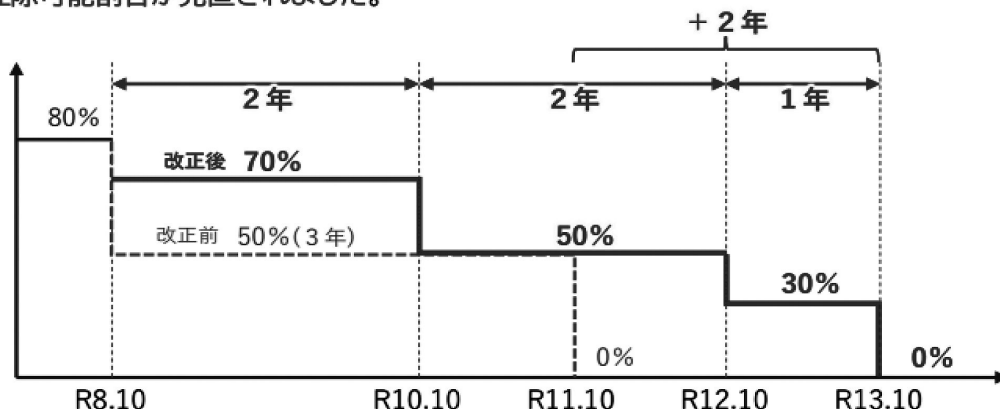
※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。



2 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正

◆ 控除可能割合等の見直し(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。



制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください



インボイス 特設サイト



eLTAX 電子納税のご案内



「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、
便利な情報をお届けします。

法人の都民税・事業税等について、関与税理士がeLTAXで
電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！



詳しくは、こちら ▶



【お問合せ先】 東京都主税局徴収部徴収指導課 TEL (直通) : 03-5388-2984

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所 (令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

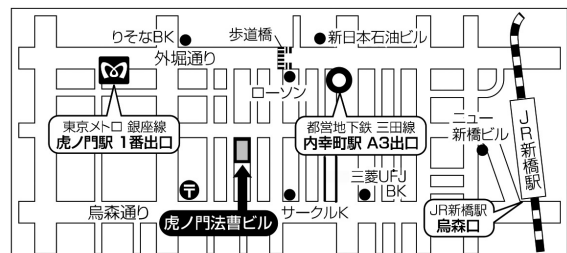
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅 (A3出口) 徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅 (1番出口) 徒歩5分
JR「新橋」駅 (烏森口) 徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。その場で実費をお支払いください。



◇お問合せ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

Q&A 交通反則通告制度編

Q1 4月1日から何がかわるの？

A 自転車の運転者が交通違反をした後の手続きが変わり、交通反則通告制度(いわゆる青切符制度)が導入されます。自転車に関する交通ルールは変わりません。

Q2 交通反則通告制度ってなに？

A 運転者が反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続きには移行せず刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるという制度です。いわゆる青切符制度とも言われ、前科もつきません。

Q3 何歳から対象になるの？

A 交通反則通告制度は、16歳以上が対象です。

Q4 青切符ってなに？

A 反則行為となる事実の要旨等が記載された、違反者に交付される青色の用紙です。正式名称は「交通反則告知書」といいます。

Q5 反則行為ってなに？

A 信号無視などの、警察官が実際に見て明らかに違反行為を行ったと判断できるものです。

Q6 取締りを受けた後は、なにをするの？

A 警察官から交通反則告知書と納付書が交付されます。銀行や郵便局の窓口で納付書を持参して、反則金を納付すると手続きが終了します。

Q7 反則金を納付しないとどうなるの？

A 反則金の納付は任意です。納付しない場合は、刑事裁判などの刑事手続きに移行します。

Q8 なぜ交通反則通告制度が導入されるの？

A 自転車に関与する事故が後を絶たず、自転車利用者のルール、マナー違反も大きな社会問題となっています。自転車の安全利用を促し、交通事故を減少させるため、自転車の交通違反の指導取締りを強化しており、これを迅速に処理することにより、実効性のある責任追及を可能とし、自転車に関与する事故の抑止を図るために導入されます。

Q9 運転免許を持っているけど、点数はどうなるの？

A 運転免許の行政点数は付されません。ただし、酒気帯び運転など、特に悪質・危険な違反をした場合は運転免許の効力が停止されることがあります。

Q10 交通違反を繰り返すとどうなるの？

A 青切符の交通違反とは別に、自転車運転者講習の受講が必要となります。(14歳以上が対象)3年以内に法律で決められた違反を2回以上繰り返すと講習を受けることになります。都道府県公安委員会から受講を命じられたときは、必ず受講してください。

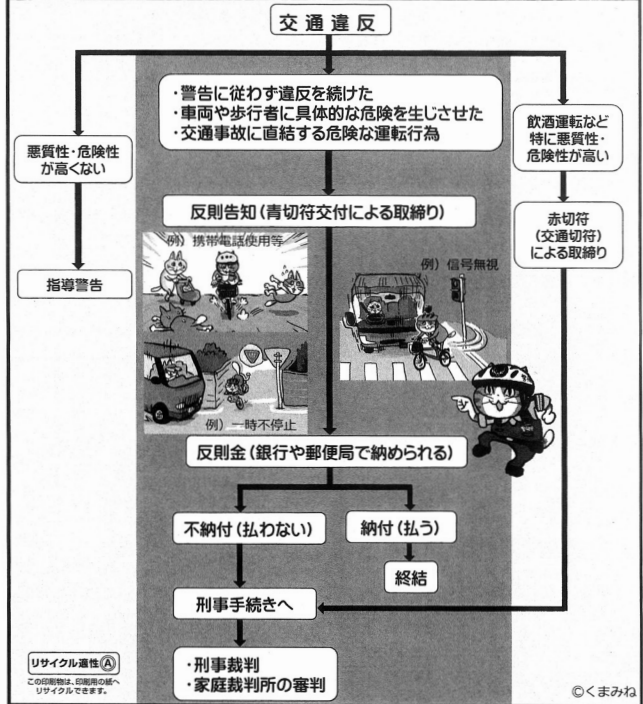
詳しくはこちら
警視庁ホームページ
【交通反則通告制度】
©くまみね

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
警視庁

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!
警視庁交通反則通告制度特設サイト
TOKYO SAFETY ACTION
https://www.safetyaction.tokyo/

交通反則通告制度とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結されるという制度です。



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
警視庁

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!
警視庁交通反則通告制度特設サイト
TOKYO SAFETY ACTION
https://www.safetyaction.tokyo/



消防団員募集!!

消防団は普段は様々な仕事に就いている人たちが、火災・風水害・震災時に消防団員になり消防活動を行う非常備の消防機関です。地域に密着している消防団は住民の方への防災指導など安全・安心な街づくりの実現に欠かせない存在です。

消防団は災害活動以外だけでなく様々な行事に参加します!



東京消防庁マスコット「キュータ」



消防団始式



新入団員教養



応急救護訓練指導



関係機関と連携した訓練

消防団員募集

消防団員は特別職の地方公務員です。各種手当や報酬・災害補償も充実。

入団資格

- ①18歳以上の健康な方
- ②東京23区内に居住・勤務・通学している方

詳しい西新井消防団の活動は下記をご覧ください!



西新井消防署HP

入団に関する問合せ先

西新井消防署 警防課防災安全係 03-3853-0119

夏本番前から熱中症予防対策を!!

6月頃から熱中症による救急搬送が多くなります。熱中症の予防と対策を行いましょ!

- ★日頃から運動をすることで、汗をかく習慣を身につけ、暑さに強い体をつくりましょう。
- ★水分補給はこまめにしましょう。
- ★帽子や日傘を使いましょう。





少額減価償却資産と一括償却資産について

東京税理士会 西新井支部
税理士 ● 伊東 豊治

減価償却資産を購入した場合、その耐用年数に応じて減価償却費を計上しますが、取得価額が40万円未満と少額な場合には、取得価額に応じて以下のような処理を行います。

1. 少額の減価償却資産（全ての事業者が対象）

取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の減価償却資産については、事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理することにより、全額を損金算入できます。その場合、地方税である償却資産税も課税されません。

ただし、当該資産が未使用の場合には、損金算入されず資産計上することになるため注意が必要です。

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

事業の用に供した減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前30万円未満）である時は、その取得価額の合計額300万円を上限として、全額を損金算入できます。これは、青色申告法人である中小企業者等のうち、常時使用する従業員の数が400人以下（改正前500人以下）である法人が適用できる特例です。

たとえば、一事業年度に27万円の減価償却資産を12台購入して事業の用に供した場合には、11台分の取得価額297万円を少額減価償却資産として全額損金算入できます。限度額を超える1台分については、この特例から除外され、耐用年数に応じて減価償却費を計上することで損金算入されます。なお、この特例を適用した場合には、償却資産税の対象になります。

3. 一括償却資産（全ての事業者が対象）

事業の用に供した減価償却資産の取得価額が20万円未満（取得価額が10万円未満の少額減価償却資産の適用を受けたものを除く）である時は、事業年度ごとに次の金額を損金算入することができます。この方法を採用した場合には、償却資産税は課税されません。

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{その事業年度の月数（12ヶ月）}}{36}$$

※期中に事業供用した場合にも月割計算せず、取得価額の1/3が損金算入されます。

「少額減価償却資産と一括償却資産」については、実務で頻出する論点となります。詳しい内容については、税理士にご相談ください。

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。
葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。
谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。
あせらず、慌てず。まずはお相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。
ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。
また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前)

●家族・親族様の宿泊施設完備 ●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
●霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <https://www.adachi-sk.co.jp>

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行われています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

月日	時間	場所
6月11日(木)	14:00~16:00	法人会館
8月7日(金)	14:00~16:00	法人会館

新設法人説明会

法人設立後の税務手続、源泉徴収のしかた及び、消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

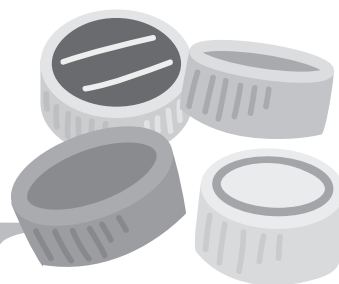
月日	時間	場所
7月16日(木)	14:00~16:00	法人会館

※1 受講料、テキスト代は無料です。

※2 上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください。

エコキャップ

回収協力をお願い



社会貢献委員会
委員長
高橋 康文

社会貢献委員会では、各支部ご協力のもと「エコキャップ」回収運動を実施しております。本年も、支部の社会貢献委員が中心になり、オールシーズン回収しており、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行った上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進して参りたいと存じます。

何卒宜しく願い申し上げます。

会員企業
(回収)

法人会
(取りまとめ)

足立区役所
(提出)

催しものインフォメーション

5月		
日付	内容	場所
14日(木)	青年部会全体会議	法人会館
29日(金)	第50回通常総会	法人会館

6月		
日付	内容	場所
4日(木)	社会貢献委員会	法人会館
4日(木)	税制研修委員会	法人会館
5日(金)	源泉部会役員会	法人会館
5日(金)	源泉部会会議	法人会館
9日(火)	青年部会全体会議	法人会館
19日(金)	厚生委員会	法人会館
19日(金)	サービス事業委員会	法人会館
25日(木)	広報委員会	法人会館
26日(金)	総務委員会	法人会館

7月		
日付	内容	場所
3日(金)	源泉部会役員会	法人会館
5日(日)～6日(月)	厚生委員会一泊研修旅行下見	未定
17日(金)	財務委員会	法人会館
23日(木)	ブロック長会	法人会館
23日(木)	支部長会	法人会館

8月		
日付	内容	場所
6日(木)	定例理事会	法人会館
20日(木)	税制研修委員会	法人会館
24日(月)～28日(金)	令和7年度「第一回成人病検診」	法人会館

9月		
日付	内容	場所
4日(金)	社会貢献委員会	法人会館
11日(金)	源泉部会役員会	法人会館
17日(木)	ブロック長会	法人会館
18日(金)	広報委員会	法人会館
29日(火)	源泉部会役員会	法人会館
29日(火)	源泉部会研修会	法人会館



表紙のことば Vol.282
あしかが
フラワーパークの藤の花

表紙の写真は足利フラワーパークの藤棚である。夜間ライトアップされると大変奇麗です。近年は藤の季節でないときでも、大量のLEDライトでライトアップされ話題になっています。ただクルマで出かけると、帰るクルマが一斉に田んぼ道へ殺到するので、抜け出すのに時間がかかります。出来ればJR両毛線で出かけるのがお勧めです。

(梅田第一支部 永田 一雄)

編集後記 私の故郷

私の故郷は富山県黒部市です。最寄りの駅は北陸新幹線「黒部宇奈月温泉駅」で、日本の新幹線で一番長い駅名で知られています。

宇奈月温泉から黒部峡谷を駆ける秘境鉄道、「黒部峡谷鉄道トロッコ電車」で峡谷の奥深くへ向かうと、四季折々の自然の美しさを見て楽しむことができます。

また、天然のいけすと呼ばれている富山湾で水揚げされるブリ、ヒラメ、ホタルイカ、白エビ、紅ズワイガニを黒部川の名水で仕込んだ地酒とともに味わって楽しむことも出来ますし、上野から2時間30分で行けるのも魅力の一つです。

(栗原栄町支部 広報委員 齋藤 日出子)

風景画・風景写真 募集中

会員の皆様から『西新井法人会報』の表紙を飾る風景画・風景写真を募集しています!



法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部 (西新井税務署隣り)
TEL (3889) 4608~9

第282号 令和8年5月20日

発行 一般社団法人 西新井法人会
足立区栗原三丁目10-16 TEL (3852) 2511
https://www.tohoren.or.jp/nishiarai/

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 Label Innovation
埼玉県蓮田市閩戸760-1 2F TEL 048(878)9171



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
上野支社/
東京都台東区台東4-33-1(クロスポイント御徒町5F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社
東京第三プロチャネル営業部/
東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
TEL 03-5401-8007

国税電子申告・納税システム

電子申告で
効率UP!

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

納税には ダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした
後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定
して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォン
やパソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバー
カード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダ
ライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅の
パソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求め
られることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



masahiro
東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314